

お客様 各位

高槻森林観光センター

檜田温泉回数券の払い戻しについて（ご案内）

平素は当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて平成30年9月4日に襲来した台風21号は、大阪府内に大きな被害をもたらし、当センターにおいても、多数の倒木による森林被害とそれに伴う施設への被害が発生いたしました。

森林の被害については、おかげさまをもちまして、順調に復旧に向けた作業を実施しておりますが、一部で施設の利用ができない状況が続いており、お客様にご不便をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。

また当センターの「槻の郷荘」と「檜田温泉」については、台風の被害に加え、施設の老朽化などにより、平成31年1月より営業を見合わせていただいております。現在もなお、営業再開の見込みはたっていない状況です。

「檜田温泉」に関しては休業以降、入浴回数券の払い戻しを実施してまいりましたが、このたび、回数券の払い戻しを下記のとおりとさせていただきます。まだお手元に「檜田温泉」の入浴回数券をお持ちのお客様におかれましては、早めに払い戻し手続きを行っていただきますよう、ご案内申し上げます。

これからも当センターは、お客様にご満足いただける施設づくりに取り組んでまいりますので、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

記

1. 回数券払い戻し期限：令和2年3月31日まで
2. 払い戻し手続き方法：バーベキューハウス受付にて回数券の枚数に応じて払い戻し
3. 払い戻し金額：6,500円÷12枚×残枚数（1円未満切捨て）

以上